

# 青木村 地域防災力向上行動計画

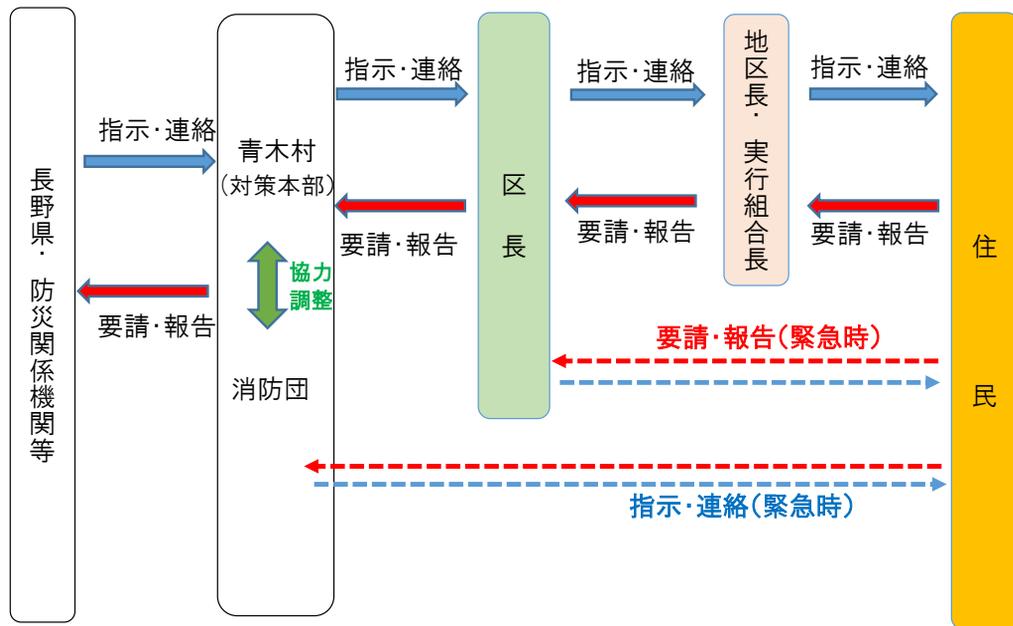
## 共助編

## ダイジェスト

2019年10月の台風19号の際の課題や教訓を踏まえ、青木村では、防災対策の関係者とともに議論を深め、災害時における村民の「自助・共助・公助」のあり方を見出し、逃げ遅れをなくし、安全で安心できる避難と避難所の運営に必要な「地域防災力向上行動計画」をとりまとめました。

本資料は、共助として地域の住民同士で進める地域のための防災・減災のための取り組みや心構えを要約したものです。

### 1. 非常時の連絡体制について理解を深める



※ 消防団は、村と本部を共有し、作業の効率化を図る。

- ① 全村民に係る情報は、情報告知端末及び防災メール等により一斉に周知する。
- ② 原則として住民 ⇄ 地区長・実行組合長等 ⇄ 区長 ⇄ 村(対策本部)・消防団の系統により、情報伝達・収集を行う。

#### 災害発生(初期)時の役割分担

区 長	① 避難所の開設・運営 ② 区民の安否確認 ③ 区内の被害状況の把握(地区長等や区民からの情報整理) ④ 対策本部への状況報告
地 区 長 ・ 実行組合長等	① 住民の避難誘導(声掛け) ② 住民の安否確認 ③ 地区内の被害状況の把握(倒壊・火災・逃げ遅れ等) ④ 区長(又は)対策本部への状況報告
住 民	① 近所住民の安否確認、避難 ② 自宅や近所の被害等の状況把握(倒壊・火災・逃げ遅れ等) ③ 地区長等(又は)対策本部への状況報告 ④ 自主防災組織内での役割実施

## 2. 非常時の備えを整える

### ■ 防災マップ・地域点検

#### わがまち点検・まちあるき&防災マップ作成

長野県では、災害時の住民避難が安全・確実に行われるよう、災害実例に基づいた災害応急対策等の実施方法を体系化・標準化したプログラムを作成し、地域での避難計画の策定や避難訓練の実践につなげる取り組みを進めています。

そのひとつが手作りハザードマップ(地区防災マップ)です。

青木村内でも、平成22年7月の豪雨の際、被害の大きかった入田沢地区等からから住民参加でマップ作成を始めています。



### ■ 共有の備蓄・備品 (主なもの)

○各地区の避難所には非常時の通信手段を確保するための機材を確保していますが、場所などの問題から、物資の備蓄は行われていません。

このため、依頼があれば対策本部から物資等を届けることのできる態勢を整備します。

○その参考として、共有の主な備品や備蓄を下表リストアップします。

○地区の避難所にある関連機材を定期的に確認し、稼働状況などを点検、確認する等の取り組みを、本計画策定や地区防災マップ作成を契機に進めていきましょう。

保管・管理	主な備蓄品・備品 (2020年10月末現在)	
各地区の主な避難所に保管・管理 (※)	発電機1台、投光器1台、非常用特設公衆電話1台、AED(自動対外式除細動器)1台、寝具(2組程度)他	
村で保管・管理	食料等	保存食・離乳食・介護食・アレルギー食等 約3,000食 水(2リットルペットボトル) 500本 他
	消耗品	使い捨てマスク(46,000枚)、使い捨て手袋(50箱)、おむつ、消毒液(650リットル)、フェイスガード(150枚)、防護服セット(30組)、ブルーシート(70枚)、土嚢袋(1,000袋)、トンパック(30枚)、木杭(大 30本)、緊急用簡易トイレ(300回分)、荒縄(2巻)、飲料水配布用ポリ袋(1,800袋)、飲料水用ポリタンク(100個) 他
	備品	発電機(5台)、投光器(1台)、除雪車(2台)、融雪剤散布車(1台)、一輪車(6台)、エアーテント(1基)、浄水器(1台)、サーマルカメラ2台、非接触型体温計(6台)、給水タンク(車載用 3台)、段ボールベッド(200台)、ワンタッチテント(30台)、パーティションテント(15台)、パーティションパネル(15枚)、ベルトパーティションポール(10本)、灯油ストーブ(5台)、大型扇風機(5台) 他
	その他	電源広報車(電気自動車3台)、キッチンカー(1台)
社会福祉協議会・日赤奉仕団で保管・管理	消耗品	タオル(300枚)、包装食用袋(ハイゼックス200枚)、使い捨てどんぶり他
	備品	炊き出し釜(1組)、電気釜(2個)、ガス釜(1個)、炊き出し用具(ポウル・ざる等一式)、一輪車(2台)、リヤカー(1台)、簡易トイレ(1台)
ふるさと公園(防災公園)	ヘリポート(1か所)、防火貯水槽(20t 1基)、防災テント(1基)、シェルター(2基)、マンホールトイレ(5カ所)、かまどベンチ(5台)	

○その他

寝具については、交流センター(20組)や文化会館(30組)、キャンプ場(毛布50枚)などを利用。

パーティションは、文化会館や学校で保有する展示用パネルも利用。

## 3. 自主避難の目安の設定

### ■ 自主避難の目安

行政からの避難情報には限界があります！

土砂災害の発生メカニズムは複雑なため、発生を的確に予知・予測することは難しい災害です。そのため、**土砂災害が発生する前に、行政機関からの情報が必ず発表※<sup>1</sup>されるとは限りません。**（平成19年に発生した土砂災害のうち、災害発生前に避難勧告が発表されたのは、わずか4%）  
地域に暮らす皆さんで裏山の状況等に普段から関心を持ち、**避難を始める目安**をもちましょう。

※1 [調査対象]平成19年梅雨前線豪雨及び台風4号、5号、9号、11号により人的・家屋被害が発生した84箇所  
（平成19年11月22日現在、国土交通省砂防部調査）

### 土砂災害に注意する雨量の目安

土砂災害は、地中にしみ込んでいる水の量が多いほど発生しやすく、規模も大きくなります。また、集中豪雨など、短時間に集中する場合も危険性が増します。



**1時間に20mm以上、または、降り始めからの連続雨量が100mm以上の雨となったら土砂災害の発生に気をつけましょう。**

### 避難を助ける情報

村から避難勧告や避難指示が発令された場合はもちろん、その他の情報にも注意しましょう。



**長野県や長野地方気象台から土砂災害警戒情報※<sup>2</sup>が発表された場合は、自主的な避難を開始しましょう。**

※土砂災害警戒情報とは

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている際に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が、防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することや住民の自主避難の判断等にも利用できることを目的として、市町村単位で発表される防災気象情報です。

雨量の確認について ※ちょっとした工夫で雨量を確認することができます。

#### ・連続雨量で100mm以上の雨

雨が降り出してから、10cmのコップがあふれる。

#### ・1時間に20mm以上の雨

車のワイパーを動かしても、前が見えにくいほどの強い雨

雨が降り出したら雨量を気にする習慣をつけましょう。  
基準に達したら、土砂災害発生に対する警戒を始め、周囲の様子の変化に注意しましょう

※寸胴の容器（ワンカップの空き瓶など）が簡易雨量計に適しています。

※地面に直接置くと、跳ね返りのしずくが混入し正確に計ることができなくなるので、注意が必要です。



## 4. 停電時の情報通信網の確保

### ■ 避難所と外部を結ぶ通信手段

#### 避難所の設備

指定避難所のうち、各地区の公民館には、写真に示すような非常用特設公衆電が設置されています。この設備を確実に利用できるための周知や体制づくりを区とともに進めています。

情報告知端末・非常用特設公衆電話



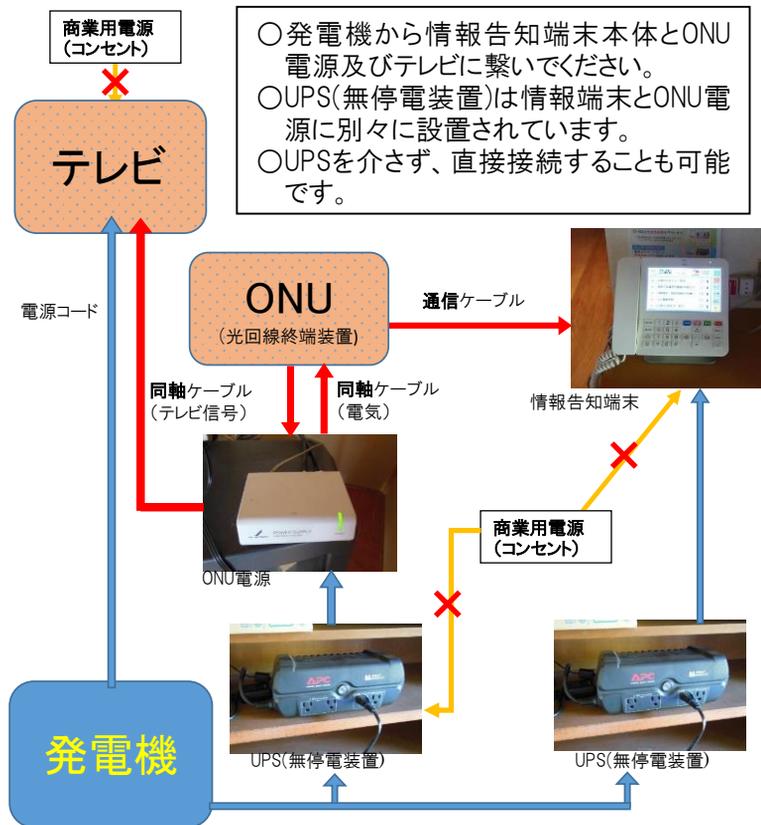
※ 停電の時には、UPS(無停電装置)でしばらく稼働できますが、長時間になる場合には発電機に接続してください。



ONU(光回線終端装置)

#### 停電発生時の対応

- ①非常用公衆電話は常時使用可能です。
- ②無停電装置(UPS)は停電後20分程度は持続する非常用の電源です。このため、停電した場合は、UPSの電源が落ちないうちに、下図のように接続してください。



発電機は、端末機本体とONU(光回線終端装置)電源(一般的にはテレビの周辺にあります。)の両方に続けてください。

(繋がないと告知端末やテレビの信号が届きません。)

○ 避難所と外部を結ぶ通信設備を日頃より、使い方も含めて確認しましょう。

○ これらの設備の利用には電源が必要となります。地区の行事や防災訓練などの折に、発電機の使い方や機器類の接続について練習や試行を行い、非常時に問題なく使えるよう準備をしましょう。

## 5. 避難所を運営できる体制を整える

### ■ 避難所の運営

災害の規模によっては、長期間にわたり避難所で生活することが必要になることもあります。このような場合、避難所では、避難者自身による自主的な運営が必要になってきます。

以下のリストを目安に、避難所運営体制を作っていきましょう。

#### 避難所運営チェックリスト

チェック項目	チェック内容
1. 開設方針の確認	<input type="checkbox"/> 災害対策本部から開設指示が出たか。 <input type="checkbox"/> 避難勧告が出ているか。 <input type="checkbox"/> 避難者が開設を求めているか。
2. 開設準備への協力要請	<input type="checkbox"/> 避難者に対して当面の運営協力を呼びかける。
3. 施設の安全確認 ※一見して施設が危険であると判断できる場合は、直ちに災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動など、必要な対応を検討する。	<input type="checkbox"/> <u>建物が危険でないか点検する。</u> <input type="checkbox"/> 火災や土砂災害等の <u>二次災害のおそれがないか</u> 、建物周囲の状況を確認し防止措置を実施する。 落下、転倒しそうなものがあれば撤去する。 ガス漏れがないか確認する。 など <input type="checkbox"/> 危険箇所には張り紙をしたり、ロープを張る。 <input type="checkbox"/> ライフラインの使用可否を点検する。 <input type="checkbox"/> 安全性に不安があるときには、災害対策本部に連絡する。
4. 感染症対策の実施	<input type="checkbox"/> 避難者の健康状態の確認箇所を設ける <input type="checkbox"/> 換気と人と人との距離2m(最低1m)を確保する <input type="checkbox"/> 発症者用の専用スペースの確保
5. 避難所運管用設備などの確認	<input type="checkbox"/> 施設の安全確認後、設備(電話、発電機、放送設備)などの使用可否を確認する。
6. 避難者の安全確保	<input type="checkbox"/> 開設準備中は、グラウンドなどでの待機を呼びかける。雨天時・厳寒期は、改めて場所割りをすることを前提に施設内へ誘導する(ただし、施設の安全確認後とする)。 <input type="checkbox"/> 自家用車は、原則、乗り入れを禁止とする。
7. 機材・物資の確認	<input type="checkbox"/> 備蓄倉庫[場所: ] <input type="checkbox"/> 運管用備品[場所: ]
8. 居住グループ <sup>※</sup> の編成	<input type="checkbox"/> 原則として世帯を一つの単位とする。 <input type="checkbox"/> 避難所内の部屋単位などで編成する。 <input type="checkbox"/> 観光客など元々地域内に居住していない避難者はまとめて編成する。
9. 避難所利用範囲などの確認 ※利用の可否を確認し、避難所として利用しがたい場合は、直ちに災害策本部に連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。	<input type="checkbox"/> 施設の安全確認後、避難所の利用範囲を確認し、室名・注意事項等の張り紙をする。 <input type="checkbox"/> 管理運営、救援活動、避難生活を送る上で必要なスペースを屋内外で順次確保する。 <input type="checkbox"/> 使用禁止範囲には「使用禁止」の張り紙をする。
10. 利用室内の整理・清掃	<input type="checkbox"/> 破損物等の片付け <input type="checkbox"/> 机・いす等の片付け <input type="checkbox"/> 清掃
11. 受付の設置	<input type="checkbox"/> 受付の設置場所[場所: ] (受付は避難所入口付近が望ましい。) 長机、いす、筆記用具等の準備 <input type="checkbox"/> 避難者名簿等の準備 <input type="checkbox"/> 受付付近に避難所利用範囲、施設利用ルール等を明示する。
12. 避難所看板設置	<input type="checkbox"/> 門、施設扉付近に避難所表示看板を設置する。

※居住グループとは…部屋単位、スペース単位などで、避難者をいくつかに分けた「グループ」であり、避難所運営参加や食料配布の際には、この「グループ」を基準として考える。また、それぞれの「グループ」の中から、メンバーの人数確認や、メンバーの意見をまとめて運営委員会へ提出する役割を担う「リーダー」を選出する。

### ■ 要配慮者への支援

青木村では、災害が発生した時や発生する恐れがあるときに自ら避難することが困難で何らかの支援を必要とする方を把握するため、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

この名簿は、災害対策基本法及び青木村地域防災計画に基づき作成するもので、災害が発生した時や避難勧告が出された時などに、安否確認や避難支援等を行うために活用します。



#### ■ 名簿登録の対象となる方

在宅の方のうち、次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。（施設入所者は対象となりません。）

- 要介護3以上の方
- 身体障害者手帳1級・2級の方
- 療育手帳A1の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方

#### 申請は不要です

平常時から地域への提供を望まない方は、名簿情報提供拒否届出書をご提出ください。

- 災害時等に自ら避難することが困難な方で、登録を希望される方  
（上記に該当しない高齢者や障害者、外国籍の方など）

#### 申請が必要です

名簿掲載申請書をご提出ください。

#### ■ 名簿の提供

災害発生時には、事前の情報提供に同意がなくても、支援者（地区・消防団・民生児童委員等）へ、名簿の提供を行います。災害時にスムーズな支援を受けるためには、事前に自分を知っていただく必要があります。支援のために必要な情報を提供することへの同意をしましょう。

「避難行動要支援者名簿」は支援者に情報を提供することで、地域での助けあい（共助・互助）によって平常時の見守りや災害時の避難支援等に取り組んでいただくものです。しかし、災害時は支援者も被災者となる場合もあり、必ず支援してもらえというものではありません。まずは、自分の身は自分で守る（自助）の意識をもって、日頃から地域の皆様との関わりを深め、地域における顔の見える関係づくりを心がけましょう。



【製作・問い合わせ】青木村役場

〒386-1601 長野県小県郡青木村大字田沢111

TEL 0268-49-0111 FAX 0268-49-3670